

お知らせ

平成 29 年 12 月 20 日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 3, 4 号機の原子炉設置変更許可申請を行いました — 特定重大事故等対処施設の設置に係る申請 —

当社は、玄海 3, 4 号機の特定重大事故等対処施設の設置について、本日、原子力規制委員会に原子炉設置変更許可申請を行いました。

特定重大事故等対処施設とは、新規制基準において、原子炉周辺建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉周辺建屋等との離隔距離をもつ、又は頑健な建屋を設け、その建屋の中に原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設を収納することが要求されているものです。

また、安全協定に基づき、当該申請に係る事前了解願いを佐賀県及び玄海町へ提出しております。

当社は、今後とも、国の審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、原子力発電所の安全性・信頼性向上に取り組んでまいります。

以 上

ずっと先まで、明るくしたい。

「快適で、そして環境にやさしい」
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。
それが、私たち九州電力の思いです。